

関係法令

※1「はかり」について（文中の「はかり」は全て「特定計量器」のことです）

計量法

第二条（定義等）第四項抜粋

この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

計量法施行令

第二条（特定計量器）第一項一部抜粋

法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

- (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（2）又は（3）に掲げるものを除く。）
- (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの
- (3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）

ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅

ニ 定量おもり及び定量増おもり

※2「定期検査」について

計量法

第十九条（定期検査）第一項一部抜粋

特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。

茨木市消費生活センター

茨木市 くらし産業環境部 市民生活相談課 消費生活係

茨木市駅前三丁目 8 番 13 号(市役所 南館 1 階)

Eメール: syohiseikatsu@city.ibaraki.lg.jp

TEL: 072-624-0799

FAX: 072-622-1878



令和4年(2022年)3月
このリーフレットは、1,000部作成し、1部あたりの単価は53円です。



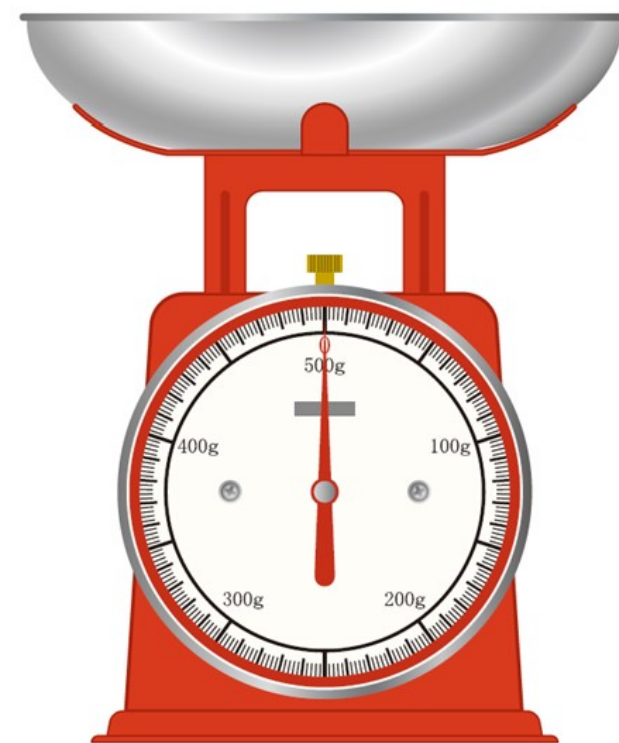
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

ご存じですか?

正しい

「はかり」

の使い方



茨木市消費生活センター



取引・証明に使用する「はかり」は「定期検査」の受検が必要です

取引・証明に使用する「はかり※¹」は、精度を確認するため、2年に1度、自治体が行う「定期検査※²」の受検が必要です。

茨木市では

市が指定した場所で行う「集合検査」を偶数年の9月に行っており、検査の約1か月前に案内ハガキを送付しています。

また、検査の受検には、「はかり」の大きさ(ひょう量)や種類に応じた手数料が発生します。(茨木市手数料条例にて規定)

定期検査の受検対象について

定期検査の受検対象となるのは、**検定証印**又は**基準適合証印**が付された「はかり」です。

証印が付された「はかり」を取引・証明に使用している事業所は、必ず定期検査を受検しましょう。



〈例〉定期検査の受検対象となる事業所

- ・食料品の卸・販売事業所
- ・運送業
- ・医療機関
 - …薬の調剤用や健康診断用の「はかり」が受検対象となるため
- ・学校
 - …健康診断用の体重計が受検対象となるため

※ただし、下記のいずれかに該当する事業所は受検免除となります

- ① 「はかり」を自主管理している適正計量管理事業所
- ② 計量士による検査(代検査)を受検している事業所

注意

検定証印又は基準適合証印のない「はかり」は、取引・証明に使用することはできません！

「はかり」は正しく使いましょう

安定した場所に設置

「はかり」は風や振動がなく、水平な安定した場所に設置しましょう。



水平な状態

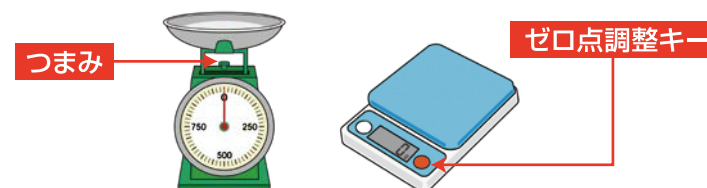


不安定な状態

「はかり」には水平器がついています。
水平器内の気泡が中心にとどまっていれば、水平な状態です。

使う前にゼロ点調整

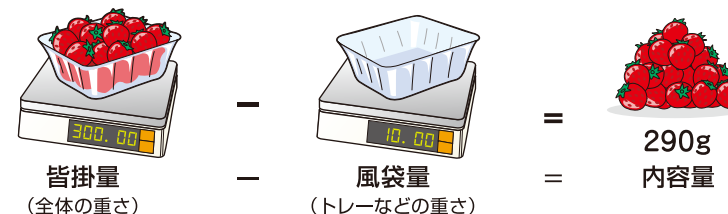
計量前に「はかり」についている“つまみ”や“ゼロ点調整キー”などで調整を行いましょう。



風袋引きを忘れずに

トレーや薬包紙などの“風袋(ふうたい)”の重さは、商品の内容量に含まれません。

風袋の重さを忘れずに適切な計量を行いましょう。



自然減量にご注意を

商品によっては、時間経過で水分が蒸発し、内容量が減少するものがあります。
こまめな計量を心がけましょう。